

附則

1 (施行期日) この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

2 (経過措置) この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は柔道整復師養成施設において柔道整復師として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○厚生省令第七十一号

厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)第八条第四項から第六項まで並びに第十四条第六項及び第七項の規定に基づき、並びに同法及び厚生省組織令(昭和二十七年政令第三百八十八号)を実施するため、厚生省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月三十一日 厚生大臣 丹羽 雄哉

厚生省組織規程の一部を改正する省令

厚生省組織規程(昭和五十九年厚生省令第三十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二款 社会保険大学校(第二百九十三条の五―第二百九十三条の九)を」第三節 地

社会保険大学校(第二百九十三条の五―第二百九十三条の九)に改める。

方支分部局(第二百九十三条の十一―第二百九十三条の二十八)に改める。

第六条第一項中「十三人」を「十四人」に改める。

第二十四条の二第二項中「中華人民共和国」の下に「及び旧ソビエト社会主義共和国連邦」を加え、「事務及び」を「事務並びに」に改める。

第二十四条の四の見出しを「介護保険指導室並びに老人保健指導官、特別介護保険指導官、介護保険指導官、特別介護サ―ビス指導官及び介護サ―ビス指導官」に改め、同条第一項中「指導調査室」を「介護保険指導室」に改め、同条第二項中「指導調査室」を「介護保険指導室」に改め、同項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を削り、第六号中「老人福祉施設設備費」を「老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)による福祉の措置の実施に関する」に改め、同号を同項第八号とし、同項第二号の次に次の五号を加える。

三 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第二十四条第一項及び第二項の規定による報告の徴収等の事務に関する事

四 介護保険法第九十七条第二項及び第九十七条第三項の規定による指示の事務に関する事

五 介護保険法第九十七条第一項及び第二項の規定による報告の徴収等の事務に関する事

六 介護保険法第二百三十二条第一項の規定による緊急時における事務執行に関する事

七 老人福祉に関する事業を行うことを主たる目的とする社会福祉法人に関する指導監督を行うこと

第二十四条の四第二項に次の一号を加える。

九 老人福祉法第三十四条の二第一項の規定による緊急時における事務執行に関する事

第二十四条の四第三項を次のように改める。

3 介護保険指導室に、介護保険指導室長を置く。

第二十四条の四第四項中「指導調査室長」を「介護保険指導室長」に、「指導調査室」を「介護保険指導室」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 介護保険指導室に、老人保健指導官七人以内、特別介護保険指導官三人以内、介護保険指導官九人以内、特別介護サ―ビス指導官三人以内及び介護サ―ビス指導官十一人以内を置く。

第二十四条の四第六項中「第二号及び第四号」を「及び第二号」に改め、同条第七項中「老人福祉監督官」を「特別介護保険指導官及び介護保険指導官」に、「第二項第六号」を「第二項第五号」に改め、「事務」の下に「介護保険法第九十七条第二項の規定による事務を除く。」を加え、同項に次の一項を加える。

8 特別介護サ―ビス指導官及び介護サ―ビス指導官は、上司の命を受けて、第二項第三号から第九号までに規定する事務(介護保険法第九十七条第一項の規定による事務を除く。)の処理に当たるものとする。

第二十四条の四を第二十四条の五とし、第二十四条の三を第二十四条の四とし、第二十四条の二の次に次の一条を加える。

(外事室)

第二十四条の三 社会・援護局援護企画課に、外事室を置く。

2 外事室においては、厚生省組織令第六十六条第十号及び第十一号に規定する事務をつかさどる。

3 外事室長は、外事室長を置く。

4 外事室長は、上司の命を受けて、外事室の事務を掌理する。

第四百四十二条第一項中「臨床検査技師養成所」を削り、同条第二項中「国立病院附属臨床検査技師養成所」を削る。

第六百六十五条第一項中「腫瘍遺伝子研究部」を「腫瘍ゲノム解析・情報研究部」に改め、同条第十項中「腫瘍遺伝子研究部」を「腫瘍ゲノム解析・情報研究部」に改め、「腫瘍遺伝子学的調査研究」の下に「並びに疾病に関するゲノムの解析及び遺伝子情報の調査研究」を加える。

第七百七十四条の十三第一項中「機能研究部」を削り、「遺伝子工学研究部」の下に「遺伝子疾患治療研究部」を加え、同条第十一項を削り、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14 遺伝子疾患研究部においては、対象疾患の遺伝子治療についての調査研究に関することをつかさどる。

第二百六十条第三号中「第三条第二項第四号」を「第三条第二項第四号イ」に改める。

第二百六十六条第三号中「第三条第二項第四号」を「第三条第二項第四号イ」に改める。

第二百八十三条を次のように改める。

(人事調整官) 第二百八十三条 総務部総務課に、人事調整官一人を置く。

2 人事調整官は、上司の命を受けて、厚生省組織令第二百二十一条第二号及び第四号に規定する事務のうち、特定事項に係る調査、企画及び立案に関する事務をつかさどる。

第二百八十五条第一項中「総務課」を「職員課」に、「一人」を「三人」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 調査官は、上司の命を受けて、職員団体に關する事務の処理に当たるものとする。

第二百八十六条から第二百八十八条の三までを次のように改める。

(社会保険監察室) 第二百八十六条 総務部地方課に、社会保険監察室を置く。

2 社会保険監察室においては、厚生省組織令第二百二十三条第二号から第四号までに規定する事務をつかさどる。

3 社会保険監察室に、社会保険監察室長を置く。

4 社会保険監察室長は、上司の命を受けて、社会保険監察室の事務を掌理する。

(施設管理室) 第二百八十七条 運営部企画課に、施設管理室を置く。

2 施設管理室においては、厚生省組織令第二百五条第二号及び第三号に規定する事務をつかさどる。

3 施設管理室に、施設管理室長を置く。

4 施設管理室長は、上司の命を受けて、施設管理室の事務を掌理する。

(数理調査室) 第二百八十八条 運営部企画課に、数理調査室を置く。

2 数理調査室においては、厚生省組織令第二百五条第五号に規定する事務をつかさどる。

3 数理調査室に、数理調査室長を置く。

4 数理調査室長は、上司の命を受けて、数理調査室の事務を掌理する。

(年金調整室) 第二百八十八条の二 運営部年金保険課に、年金調整室を置く。

2 年金調整室においては、次の事務をつかさどる。

一 厚生省組織令第二百二十七条第一号に規定する事務のうち、厚生年金保険法附則第十八条第一項に規定する拠出金等並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第十九条及び第二十号の規定により納付される費用等に関する事

二 厚生省組織令第二百二十七条第二号に規定する事務のうち、基礎年金に係る拠出金等及び交付金等に関する事。

三 厚生省組織令第二百二十七条第一号及び第二号に規定する事務のうち、諸外国の年金制度に関する調査研究及び外国との年金に係る協定等の実施に関する事。

3 年金調整室に、年金調整室長を置く。

4 年金調整室長は、上司の命を受けて、年金調整室の事務を掌理する。
(国民年金事業室)

2 百八十八条の三 運営部年金保険課に、国民年金事業室を置く。

2 国民年金事業室においては、厚生省組織令第二百二十七条第二号に規定する事務のうち、国民年金事業の推進に関する事務及び同条第三号に規定する事務をつかさどる。

3 国民年金事業室に、国民年金事業室長を置く。

4 国民年金事業室長は、上司の命を受けて、国民年金事業室の事務を掌理する。

2 百九十三条第五項中「都道府県知事が」を「地方社会保険事務局及び社会保険事務所(第二百九十三条の四第三項において「地方社会保険事務局等」という。)の」に改める。

2 百九十三条の二第四項第二号中「第一条第二号八」を「第一条の二第四号八」に改め、同条第五項第三号中(平成八年法律第八十二号)を削り、同項に次の一号を加える。

五 外国との年金に係る協定等の実施に係る厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付を受ける権利の裁定及びこれらの給付の支給に関する事。

2 百九十三条の四第三項中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局等」に改める。
第二章に次の一節を加える。

第三節 地方支分部局
(地方社会保険事務局の内部組織)

2 百九十三条の十 東京社会保険事務局及び大阪社会保険事務局(以下「東京社会保険事務局等」という。)に、次の三部を置く。

総務部
年金部
保険部
船員保険課
年金管理課
年金調整課
業務課

大阪社会保険事務局に、次の区分により、総務部に三課、保険部に二課及び年金部に二課を置く。

総務部
総務課
会計課
企画課
保険部
保険管理課
保険医療課
船員保険課
年金管理課
年金調整課
業務課

3 大阪社会保険事務局に、次の区分により、総務部に三課、保険部に二課及び年金部に二課を置く。

総務部
総務課
会計課
企画課
保険部
保険管理課
保険医療課

年金部
年金管理課
年金調整課

北海道社会保険事務局、宮城社会保険事務局、福島社会保険事務局、茨城社会保険事務局、埼玉社会保険事務局、千葉社会保険事務局、神奈川社会保険事務局、新潟社会保険事務局、長野社会保険事務局、岐阜社会保険事務局、静岡社会保険事務局、愛知社会保険事務局、京都社会保険事務局、兵庫社会保険事務局、岡山社会保険事務局、広島社会保険事務局及び福岡社会保険事務局(次項において「北海道社会保険事務局等」という。)に、次の三課を置く。

総務課
保険課
年金課

5 東京社会保険事務局等及び北海道社会保険事務局等以外の地方社会保険事務局に、次の二課を置く。

総務課
運営課

6 前項に規定する運営課に、年金室を置く。

7 前各項に定めるもののほか、地方社会保険事務局に、事務所を別表第八(名称に括弧を付けている項に係る部分に限る。)のとおり置く。
(次長)

2 百九十三条の十一 地方社会保険事務局(東京社会保険事務局等を除く。)に、それぞれ次長一人を置く。

2 次長は、局長を助け、局務を整理する。
(総務部総務課)

2 百九十三条の十二 総務部総務課においては、次の事務をつかさどる。

一 機密に関する事。
二 職員に就任、分限、懲戒、服務その他人事に関する事。
三 公印を制定し、管掌する事。
四 地方社会保険事務局及びその管轄区域内の社会保険事務局の内部組織及び職員に定員に関する事。

五 公文書類に関する事。
六 職員の教養、訓練その他能率増進に関する事。
七 職員の保健その他福利厚生に関する事。
八 職員の組織する職員団体に関する事。
九 国家公務員共済組合法第三條第二項第四号ロの規定により厚生省に設けられた共済組合に関する事。

十 前各号に掲げるもののほか、局の事務で他の主管に属しないもの
(総務部会計課)

2 百九十三条の十三 総務部会計課においては、次の事務をつかさどる。

一 会計、国有財産、物品及び営繕に関する事。
二 政府の管掌する健康保険の保健事業及び福祉事業並びに船員保険の福祉事業として設置する施設に関する事。
三 厚生年金保険及び国民年金の福祉施設に関する事。

(総務部企画課)

2 百九十三条の十四 総務部企画課においては、次の事務をつかさどる。

一 局の事務に關し、総合的企画及び調整を行うこと。
二 政府の管掌する健康保険事業並びに船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業の実施に關し、管轄区域内の社会保険事務局の事務についての監察に関する事。
三 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の施行に関する事。

（保険部保険管理課）
第二百九十三條の十五

保険部保険管理課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 政府の管掌する健康保険事業を行うこと。
- 二 市町村が処理する政府の管掌する健康保険事業の実施に関する事務に関すること。
- 三 政府の管掌する健康保険の保健事業及び福祉事業に関すること。ただし、総務部会計課の主管に属するものを除く。
- 四 厚生年金保険事業のうち、被保険者の資格、標準報酬及び保険料の徴収に関する事務（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金の徴収に関する事務を含む。）に関すること。
- 五 前各号に規定する事務に関し、管轄区域内の社会保険事務所の事務についての指導監督に関すること。

- 六 健康保険組合の指導監督に関すること。
- 七 社会保険診療報酬支払基金の指導監督（老人保健関係業務、退職者医療関係業務及び介護保険関係業務に関する指導監督を除く。）に関すること。

- 2 大阪社会保険事務局にあつては、前項に定めるもののほか、第二百九十三條の十七の事務をつかさどる。

（保険部医療課）
第二百九十三條の十六

保険部医療課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）及び老人保健法の施行に関し、医療に関する監督（地方社会保険事務局長の権限に属するものに限り）を行うこと。
- 二 保険医療機関、保険薬局、特定承認保険医療機関、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する指導監督（老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養及び老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護に関する指導監督の実施を含む。）に関すること。
- 三 保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し、特定承認保険医療機関の承認及び承認の取消し、保険医及び保険薬剤師の登録及び登録の取消し並びに指定訪問看護事業者の指定及び指定の取消しに関すること。
- 四 地方社会保険医療協議会に関すること。

- （保険部船員保険課）
第二百九十三條の十七
- 一 船員保険事業を行うこと。
- 二 船員保険の福祉事業に関すること。ただし、総務部会計課の主管に属するものを除く。

- （年金部年金管理課）
第二百九十三條の十八
- 一 厚生年金保険事業を行うこと。ただし、保険部保険管理課の主管に属するものを除く。
- 二 国民年金事業のうち、年金たる給付に関する事務に関すること。
- 三 前二号に規定する事務に関し、管轄区域内の社会保険事務所の事務についての指導監督に関すること。
- 四 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）以下「昭和六十年改正法」という。附則第三十二條第三項において準用する国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第十六條に規定する給付を受ける権利の裁定（老齢福祉年金に係るものに限る。）に関すること。
- 五 厚生年金基金及び国民年金基金の指導監督に関すること。
- 六 農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第二十條第一項の規定による委託を受けた者の指導監督に関すること。

（年金部年金調整課）
第二百九十三條の十九

年金部年金調整課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 国民年金事業を行うこと。ただし、年金部年金管理課の主管に属するものを除く。
- 二 市町村（特別区を含む。）が処理する国民年金事業の実施に関する事務に関すること。
- 三 前二号に規定する事務に関し、管轄区域内の社会保険事務所の事務についての指導監督に関すること。

（年金部業務課）
第二百九十三條の二十

年金部業務課においては、政府の管掌する健康保険事業並びに船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業の実施に関し、東京社会保険事務局及びその管轄区域内の社会保険事務所の事務の処理に関する電子計算組織の運用に関する事務をつかさどる。

- （総務課）
第二百九十三條の二十一
- 一 機密に関すること。
- 二 職員職階、任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること。
- 三 公印を制定し、管守すること。
- 四 地方社会保険事務局及びその管轄区域内の社会保険事務所の内部組織及び職員に定員に関すること。
- 五 公文書類に関すること。
- 六 職員の教養、訓練その他能率増進に関すること。
- 七 職員の保健その他福利厚生に関すること。
- 八 職員の組織する職員団体に係る事項。
- 九 国家公務員共済組合法第三條第二項第四号の規定により厚生省に設けられた共済組合に関すること。
- 十 会計、国有財産、物品及び普請に関すること。
- 十一 政府の管掌する健康保険の保健事業及び福祉事業並びに船員保険の福祉事業として設置する施設に関すること。
- 十二 厚生年金保険及び国民年金の福祉施設に関すること。
- 十三 局の事務に関し、総合的企画及び調整を行うこと。
- 十四 政府の管掌する健康保険事業並びに船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業の実施に関し、管轄区域内の社会保険事務所の事務についての監察に関すること。
- 十五 前各号に掲げるもののほか、局の事務で他の主管に属しないもの。

（保険課）
第二百九十三條の二十二

保険課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 政府の管掌する健康保険事業を行うこと。
- 二 市町村が処理する政府の管掌する健康保険事業の実施に関する事務に関すること。
- 三 船員保険事業を行うこと。
- 四 政府の管掌する健康保険の保健事業及び福祉事業並びに船員保険の福祉事業に関すること。ただし、総務課の主管に属するものを除く。
- 五 厚生年金保険事業のうち、被保険者の資格、標準報酬及び保険料の徴収に関する事務（児童手当法の規定による拠出金の徴収に関する事務を含む。）に関すること。
- 六 前各号に規定する事務に関し、管轄区域内の社会保険事務所の事務についての指導監督に関すること。
- 七 社会保険労務士法の施行に関すること。
- 八 健康保険組合の指導監督に関すること。
- 九 社会保険診療報酬支払基金の指導監督（老人保健関係業務、退職者医療関係業務及び介護保険関係業務に関する指導監督を除く。）に関すること。

十 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び老人保健法の施行に関し、医療に関する監督（地方社会保険事務局長の権限に属するものに限る。）を行うこと。

十一 保険医療機関、保険薬局、特定承認保険医療機関、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する指導監督（老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養及び老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護に関する指導監督の実施を含む。）に関すること。

十二 保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し、特定承認保険医療機関の承認及び承認の取消し、保険医及び保険薬剤師の登録及び登録の取消し並びに指定訪問看護事業者の指定及び指定の取消しに関すること。

十三 地方社会保険医療協議会に関すること。

（年金課）
第二百九十三条の二十三 年金課においては、次の事務をつかさどる。

一 厚生年金保険事業を行うこと。ただし、保険課の主管に属するものを除く。

二 国民年金事業を行うこと。

三 市町村が処理する国民年金事業の実施に関する事務に関すること。

四 前三号に規定する事務に関し、管轄区域内の社会保険事務所の事務についての指導監督に関すること。

五 昭和六十年改正法附則第三十二条第三項において準用する国民年金法第十六条に規定する給付を受ける権利の裁定（老齢福祉年金に係るものに限る。）に関すること。

六 厚生年金基金及び国民年金基金の指導監督に関すること。

七 農業者年金基金法第二十条第一項の規定による委託を受けた者の指導監督に関すること。

（運営課）
第二百九十三条の二十四 運営課においては、前二条に規定する事務をつかさどる。

（年金室）
第二百九十三条の二十五 年金室においては、第二百九十三条の二十三に規定する事務をつかさどる。

2 年金室長は、年金室長を置く。

3 年金室長は、上司の命を受けて、年金室の事務を掌理する。

（事務所）
第二百九十三条の二十六 第二百九十三条の十第七項に規定する事務所においては、次条第二項に規定する事務をつかさどる。

（社会保険事務所の名称、位置及び管轄区域）
第二百九十三条の二十七 社会保険事務所の名称及び位置は、別表第八（名称に括弧を付けている項に係る部分を除く。）の第一欄及び第二欄のとおりとする。

2 社会保険事務所の管轄区域は、次の各号に掲げる事務の区分に従い、当該各号に掲げる区域とする。

一 次に掲げる事務 別表第八の第三欄に掲げる区域

イ 健康保険法の施行に関する事務（政府の管掌する健康保険事業に係るものに限る。以下同じ。）（第四号イに掲げるものを除く。）

ロ 厚生年金保険法の施行に関する事務（次号ハに掲げるものを除く。）

ハ 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の施行に関する事務（次号ニに掲げるものを除く。）

二 国民年金法の施行に関する事務のうち、同法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者（以下この項において「第二号被保険者」という。）であつて厚生年金保険の被保険者であるものに係るもの及び厚生年金保険法による年金たる保険給付の受給権を有する者に係るもの（次号ホに掲げるものを除く。）

ホ 国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）の施行に関する事務のうち、厚生年金保険法による年金たる保険給付の受給権を有していた者に係るもの

二 次に掲げる事務 別表第八の第四欄に掲げる区域

イ 船員保険法の施行に関する事務（第四号ロに掲げるものを除く。）

ロ 船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）の施行に関する事務

ハ 厚生年金保険法の施行に関する事務のうち、同法第六条第一項第三号に規定する船舶に使用される被保険者（以下この号において「船員被保険者」という。）又は船員被保険者であつた者（昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（以下この号において「旧船員保険法」という。）の被保険者であつた者を含む。以下同じ。）に係るもの（年金たる保険給付に関する事務については厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第八十一条の二第二項から第四項まで及び第五項ただし書の規定により当該船員被保険者であつた者がかつて使用されていた船舶所有者の住所を管轄する地方社会保険事務局長又は社会保険事務所长（以下この号において「社会保険事務所长等」という。）を経由して提出することとされた請求書、申請書及び届書に係るもの、脱退手当金の裁定に関する事務については最後に被保険者の資格を喪失したときに船員被保険者であつた者に係るものに限る。）

二 厚生保険特別会計法の施行に関する事務のうち、船員被保険者又は船員被保険者であつた者に係るもの（脱退手当金の支払に関する事務のうち、最後に被保険者の資格を喪失したときに船員被保険者であつた者以外の者に係るもの及び昭和六十年改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給することとされた旧船員保険法による年金たる保険給付以外の年金たる保険給付に係る債権の管理に関するものを除き、児童手当法の規定による拠出金の徴収に係る事務のうち、厚生年金保険法第六条第一項第三号に規定する船舶所有者からの拠出金の徴収に係るものを含む。）

ホ 国民年金法の施行に関する事務のうち、船員被保険者である第二号被保険者に係るもの及び船員被保険者である第二号被保険者であつた者に係るもの（年金たる給付に関する事務については、国民年金法第十六条に規定する給付を受ける権利の裁定に関する事務（国民年金法施行令第一条第一項第一号から第三号まで及び第一条の二第四号に規定する給付を受ける権利の裁定に関する事務を除く。）のうち、国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第十六条の六、第三十一条の二及び第四十条の二の規定により当該被保険者であつた者がかつて使用されていた船舶所有者の住所を管轄する社会保険事務所长等が行うこととされたものに限る。）

三 次に掲げる事務 別表第八の第五欄に掲げる区域
イ 国民年金法の施行に関する事務（第二号被保険者に係るもの及び第一号二又は前号ホに掲げるものを除く。）

四 国民年金特別会計法の施行に関する事務（第一号ホに掲げるものを除く。）

一 健康保険法の施行に関する事務のうち、療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給に関する費用の請求の審査に関するもの

ロ 船員保険法の施行に関する事務のうち、療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費の支給に関する費用の請求の審査に関するもの

（社会保険事務所の内部組織）
第二百九十三条の二十八 社会保険事務所の内部組織については、社会保険事務所ごとに局長が社会保険庁長官の承認を経て定める。

第二百九十四条中「及び社会保険大学校」を、「社会保険大学校及び地方社会保険事務局」に改める。